南大東情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	８時から18時まで
多良間情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	８時から18時まで
与那国情報圏	福岡空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	８時から19時30分まで

南大東情報圏	那覇空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、鹿児島空港事務所）	８時から18時まで
多良間情報圏	那覇空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	８時から18時まで
与那国情報圏	那覇空港事務所（災害等により当該事務所が業務を行うことができない場合にあっては、大阪空港事務所）	８時から19時30分まで

告　示　欄

官　庁　事　項

官報サービスセンターの変更の公表について

令和８年２月19日　　内閣総理大臣　高市　早苗

官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第28条第６項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布の委託事項について、変更があったことから、令和７年１月７日付け官報号外第２号に掲載した官報サービスセンターの公表についての一部を次のように変更し、令和８年１月３日から適用することとしたので、公表する。

官報サービスセンターの公表について（令和６年12月16日（令和７年７月１日変更））の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改正する。

改　正　後

官報サービスセンターの公表について

令和６年12月16日（令和８年１月３日変更）　　内閣総理大臣　石破　　茂

官報の発行に関する法律（令和５年法律第85号）第14条第１項の規定に基づき、書面等による官報掲載事項の提供及び書面官報の頒布については、令和７年４月１日以降、以下の者に委託することとしたので、同条第２項並びに官報の発行に関する内閣府令（令和６年内閣府令第80号）第26条第３項及び第39条の規定に基づき、公表する。なお、当該委託を受けた者は、官報サービスセンターと称する。

名称又は氏名	担当区域	事務所の所在地	事業時間	休業日	電話番号
［略］					
株式会社須原屋	埼玉県	さいたま市浦和区仲町２－３－20	10：00～19：30	１／１	048―711―3142
［略］					

（備考）　［略］

改　正　前

官報サービスセンターの公表について

令和６年12月16日（令和７年７月１日変更）　　内閣総理大臣　石破　　茂

［同左］

名称又は氏名	担当区域	事務所の所在地	事業時間	休業日	電話番号
［同左］					
株式会社須原屋	埼玉県	さいたま市浦和区仲町２－３－20	10：00～20：00	１／１	048―711―3142
［同左］					

（備考）　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。